

美南 1 区自治会規約

美南1区自治会規約

(名称)

第1条 本会は、美南1区自治会と称し、事務所は会長宅に置く。

(組織)

第2条 本会は、美南1区自治会の主旨に賛同し協力するため、当該地区を適当の地域に分けて若干数の班を設け、その連絡員として班長を置き組織するもので、全住民の参加によりその総意に基づき会務を運営する。

(構成)

第3条 本会の会員は、正会員と賛助会員で構成する。

2 正会員は地区内居住の1世帯1名をもって正会員とし、賛助会員は地区内で事業を営む1事業所1名をもって、その代表会員とする。

(目的)

第4条 本会は、住民の福祉増進と相互の親睦を図り、清潔で明るく住みよい地域社会づくりを、住民の互助精神を基本にし、実現することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 住民の福祉の増進と親睦、互助に関する活動
- (2) 環境・衛生の浄化と、保健、清掃に関する活動
- (3) 暴力の追放と防犯意識の高揚に必要な活動
- (4) 火災の予防と防火意識の普及に必要な活動
- (5) その他本会の目的達成に必要な活動

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 司会・書記 若干名
- (5) 庶務 若干名
- (6) 会計 若干名
- (7) 監事 若干名
- (8) 班長 班毎に1名

(役員を選出)

第7条 役員は、総会において正会員中より選出する。

(任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任はこれを妨げない。

2 補欠のため選出された者は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会)

第9条 役員会は、自治会活動に必要な専門委員会を設け、専門委員を正会員から募集し任命することができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会（正会員で、総会へ出席する者の会議をいう。以下同じ。）、役員会議（会長、副会長、幹事、司会・書記、庶務及び会計の会議をいう。以下同じ。）及び班長会議（役員会議の構成員及び班長の会議をいう。以下同じ。）とする。会議は構成員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を提出した構成員は出席者とみなす。会議は出席者の過半数により決める。

2 総会は毎年前年度会計終了後60日以内に開催し予算、決算、事業計画、役員改選及びその他必要事項を議決する。また、臨時総会を役員会議の決議により開催することができる。

3 役員会議及び班長会議（以下「各会議」という。）は事業執行その他のため、会長が必要と認めた時に開催する。またこれにかかわらず、会長以外の各会議の構成員より要請があれば、その都度、各会議を開催しなければならない。

(会費)

第11条 本会の正会員の会費は、1年度4,000円を徴収する。賛助会員においては、本会との協議により決めた会費を徴収する。

2 自治会活動に必要な積立金及び臨時徴収金その他についても総会において定める。

3 徴収は班長が行い、1年度1回4月から5月までの間に行う。

4 途中入会の場合であっても月割りをせず、1年度分徴収する。ただし、10月以降の入会にあっては、1年度分の半分を徴収する。

(報酬)

第12条 役員及び専門委員の報酬は以下の通りとする。

- | | | |
|-----------|--------|-------------|
| (1) 会長 | 1年度につき | 30,000円 |
| (2) 副会長 | 同 | 15,000円 |
| (3) 幹事 | 同 | 10,000円(上限) |
| (4) 司会・書記 | 同 | 10,000円 |
| (5) 庶務 | 同 | 10,000円 |

- (6) 会計 同 10,000円
- (7) 監事 同 10,000円
- (8) 班長 同 10,000円(上限)
- (9) 専門委員 その都度会長が定める。

2 年度途中で役員に就任した場合は、9月末日以前の就任は1年度分の報酬とし、10月以降の就任は1年度分の半分の報酬とする。

3 会議に一度も出席をしない場合に限り報酬は無しとする。

4 幹事及び班長の報酬は基本報酬5,000円とし、1会議参加につき1,000円とする。上限は上記の通り10,000円とする。

(会計年度)

第13条 毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(手続き)

第14条 本会に入会しようとするものは入会(加入)申込書、退会しようとするものは退会届を、班長を経由して会長に提出しなければならない。

(慶弔費等)

第15条 正会員又は同居の親族(以下「正会員等」という。)が死亡の場合は、5,000円の慶弔費を支給する。

2 正会員等が所有し、かつ居住する家屋敷の火災等の場合(全焼又は半焼等の場合に限る。)は、10,000円の見舞金を支給する。

3 正会員が第1項に定める慶弔費又は前項に定める見舞金の支給を受ける場合は、あらかじめ、慶弔費等支払申請書を班長を経由して会長に提出しなければならない。

(個人情報保護)

第16条 個人情報保護に関する規定は、会長が別に定める。

(規約改正)

第17条 この規約を改正又は廃止しようとする時は、総会の出席者の半数以上の決議により、これを行う。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

個人情報保護に関する基本方針

平成23年4月 美南1区自治会長

美南1区自治会では会員の個人情報を守ることが大変重要なことと認識し、入会等に伴い取得したデータ等、個人情報について、以下の方針に基づき保護に努める。

I. 個人情報管理組織

No.	管理組織	自治会役職	担当分掌
1	最高責任者	会長	実務責任者・実務者の任命
2	実務責任者	副会長	実務者への教育、管理状況の確認、第三者への提供の許認可
3	実務者	会計	入退会員の入退会金の管理及び会員数・入退会員の管理
4	実務者	司会・書記	名簿作成管理及び入会（加入）申込書の管理
5	実務者	班長	名簿管理
6	実務者	関係役員	会員名簿冊子貸与者（貸与・返却記録簿で管理）

II. 個人情報の取り扱い

1. 個人情報の取得

美南1区自治会に於ける会員の個人情報の取得に関しては、次に定める。

- ①利用目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって、当該本人を識別できる個人情報を取得する。
- ②新入会員には、班長を通じ利用目的を説明し、所定の『入会（加入）申込書』に、より取得する。

2. 個人情報の利用目的

美南1区自治会が保有する会員の個人情報は、次に定める場合に利用できることとし、その他の場合で利用する時は、本人の承諾を得ることを原則とする。

- ①美南1区自治会の会員であることを確認する場合。
- ②ごみ収集所の利用権利がある所有者であることを確認する場合。
- ③美南1区自治会の行なう行事への参加資格を確認する場合。
- ④慶弔費等支払い時の資格者確認、運動会など年齢制限のある有資格者を確認する場合。

- ⑤募金活動など、行政と会員間の委託事業などで必要とする名簿の作成と提出を行う場合。
- ⑥上部組織、関連団体などへの役員名簿を提出する場合。（年度始め・任期終了の時）
- ⑦公民館及び専門担当の活動、又は行事を主管する時に必要な名簿を作成する場合と当該会員名簿を利用する場合。
- ⑧その他自治会活動を行う場合。
- ⑨その他役員会議で承認された場合。

3. 個人情報の適正・安全な管理

美南1区自治会が保有する会員の個人情報の漏えいなどを防止するために、次を行う。

- ①個人情報を安全に管理し、個人情報を扱う実務者を教育し、又監督する。
- ②利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確且つ最新の内容に保つ様努める。
- ③配布・回収・廃棄処理などの記録を作る。

4. 個人情報の第三者への提供について

美南1区自治会が保有する会員の個人情報は、以下を除き第三者に提供することはない。

- ①あらかじめ本人の同意を得た場合。
- ②法令にもとづく場合。
- ③人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- ④公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- ⑤国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を実施することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- ⑥その他役員会議で承認された場合。

5. 個人情報の開示等について

本人から請求があるときは、合理的な期間、妥当な範囲内で以下の様な対応を行う。

- ①開示、訂正、利用停止、消去等。
- ②取り扱いに関して苦情の申し出のある時は、出来る限り適切で迅速な対応を行う。

6. 基本方針の改正又は廃止について

この基本方針を改正又は廃止しようとする場合は、会長がこれを行う。